

歯科疾患管理料について

当院では、継続的な管理を要する歯科疾患を有する患者様に対して、口腔を一単位として患者様との協働による継続的な口腔管理に加え、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防のための継続管理を行う場合、患者様または、そのご家族の同意の基に管理計画書を作成し、その内容につき説明、提供した場合に**歯科疾患管理料**を算定いたします。

歯科技工加算(迅速な有床義歯の修理)について

当院では、破損した有床義歯に対し迅速な修理を提供するため院内に歯科技工室を設け、歯科技工士を配置して対応しております。

破損した有床義歯をお預かりした日から起算して二日以内に、院内の歯科技工士により修理を行い、患者様の口腔に装着した場合に**歯科技工加算**を算定いたします。

施基：揭示許可
歯科疾患管理料
歯科技工加算

平成22年4月1日
東京歯科大学市川総合病院 病院長

歯科外来診療医療安全対策加算について

当院では、歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っています。安全で良質な医療を提供し、患者様に安心して医療を受けていただくために院内感染に対する配慮をはじめ、医療安全に対する指針の整備を行っております。また、当院の医科と連携をし、緊急時の体制も整えております。

施基：揭示許可
歯科外来診療環境体制加算

令和6年6月1日
東京歯科大学市川総合病院 病院長

クラウンブリッジ維持管理料について

当院では、クラウンブリッジ維持管理料を算定する医療機関として関東信越厚生局長に届出を行っております。

装着した日から2年以内の、インレーを除く
鑄造歯冠修復・前装鑄造冠・ジャケット冠・
硬質レジンジャケット冠についての維持管理
を患者さまと協力して行うとともに、医療機関名
・開設者名・装着日・補綴部位等を明記したクラ
ウンブリッジ維持管理に係る情報提供書をお渡
ししております。

平成23年12月1日

施基：掲示許可
クラウンブリッジ維持管理料

東京歯科大学市川総合病院 病院長

有床義歯の取扱いについて

新たに有床義歯を作成する場合は、原則として
前回有床義歯を作成してから6か月以上経過し
ないと新たに作成できません。

（他院で作成した有床義歯も同様の扱いです。）

平成23年12月1日

施基：掲示許可
有床義歯

東京歯科大学市川総合病院 病院長

金属床総義歯について

当院は、金属床総義歯を提供する医療機関として関東信越厚生局長に届出を行っております。

金属床総義歯を提供した場合、保険診療の患者一部負担金と別に保険外併用療養費として下記の金額を算定させていただきます。

金属床総義歯(コバルトクロム合金)

¥220,000(税込)(上顎・下顎別)

令和元年10月1日

東京歯科大学市川総合病院 病院長

施基：揭示許可
金属総義歯

院内感染防止対策について

歯科外来診療では、血液や唾液に直接触れる環境で多くの器械・器具等を使用しております。当院では、使用した器械・器具等について患者診察毎に取り替える必要があるものは、都度交換を行っております。

また、感染予防に関する研修を終了した歯科医師の配置、感染予防対策室を設置するなど、院内感染防止対策について積極的に取り組んでおります。

平成30年4月1日

東京歯科大学市川総合病院 病院長